

生涯学習センター指定管理者募集要項

令和 6 年 5 月

名古屋市教育委員会

生涯学習センター指定管理者募集要項目次

1	施設の設置目的及び重点事項	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者業務の内容等	3
4	指定管理者が自主事業として実施することができる業務	4
5	指定管理者の指定の予定期間	4
6	応募資格等	5
7	管理の基準	7
8	管理運営業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに配置の基準	9
9	管理運営業務に必要な人数の基準	10
10	事業収支に関する事項	10
11	管理運営業務に関し、指定管理者が責任を分担する範囲等	15
12	指定管理者の公募に関するスケジュール	17
13	申請書類の提出	17
14	施設見学会	18
15	質問の受付と回答	19
16	指定管理者の選定	20
17	指定管理者の指定	24
18	協定の締結について	24
19	指定の取り消し等	24
20	団体における変更等への対応	24
21	申請にあたっての留意事項	25
22	市による評価の実施、公表	25
23	市監査委員等による監査	25
24	原状回復義務	26
25	業務の引継ぎ	26
26	問合せ先	26

名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号。以下「条例」という。）第13条の規定により、名古屋市教育委員会（以下「委員会」という。）は指定管理者を次のとおり公募します。

今回の選定対象施設は、8館（千種生涯学習センター、東生涯学習センター、北生涯学習センター、西生涯学習センター、中生涯学習センター、昭和生涯学習センター、瑞穂生涯学習センター及び守山生涯学習センター）となっており、選定は施設ごとに行います。

1 施設の設置目的及び重点事項

生涯学習センターは、生涯学習の振興を図ることを主たる目的としつつ、区との連携をはじめ地域との結びつきを強めることにより、市民の交流と地域活動の発展を促すことを目的としています。

行政的な課題を中心に主催講座・事業を開催し、市民の学習機会の提供をしております。

また、教えた市民が、持っている知識や技能を生かして講師となり、学びたい市民が受講する、市民相互のつながりで学び合う「なごやか市民教室」を実施し、学習の成果を社会に活かす、学習成果の還元ができる生涯学習の取組みを進めています。さらには、自主学習グループの支援や育成など、市民の生涯学習活動を支援する地域の拠点として、様々な事業を展開しています。

今後も、生涯学習社会の実現に向けて、地域に密着した市民の自主的な学習活動を促進するために、「まなぶ」（学習のきっかけづくり）、「つながる」（他者との交流を図りながら学習を深める）、「いかす」（学習成果を地域社会に還元する）の段階を経ながら、学びが連続的・継続的に広がる「ひとづくり」「まちづくり」を実施していきます。

「名古屋市総合計画 2023」で示す考え方をもとに、生涯学習センターにおけるそれぞれの機能をより一層発揮し、本市の生涯学習の推進を図っていくため、「コンパスぷらん（第4期名古屋市教育振興基本計画）」や「名古屋市生涯学習調査資料（名古屋市調査研究報告）」等において掲げた以下の項目を重点事項として、取り組んでいきます。

1. 若年層の生涯学習活動の推進

- ・自由に利用できる活動スペース
- ・生涯学習施設の利用促進
- ・高校生や大学生を講師とした小中学生等への事業企画の実施
- ・土日や放課後及び長期休み等の過ごしやすい居場所づくり・事業企画の実施（中学生の部活動の見直し等を意識したもの）
- ・若者にニーズのある事業実施（eスポーツ等）

2. 多文化共生・国際理解

- ・外国にルーツを持つ方への支援（地域日本語教室の活動支援等）
- ・国際理解に関する講座・事業の実施（外国人との交流を含む企画の実施等）
- ・アジア・アジアパラ競技大会開催を契機とした取組みの推進
- ・子どもが異なる文化にふれる機会の提供

3. ボランティア人材の育成

- ・ボランティア養成講座等の実施（アジア・アジアパラ競技大会の機運醸成支援、学校運営支援等）

4. 地域コミュニティ

- ・地域の施設（学校、区役所、図書館等）との協力・連携

2 施設の概要

(1) 千種生涯学習センター

所在地	名古屋市千種区振甫町3丁目34番地
構造	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積（㎡）	3,766.00
建物延面積（㎡）	2,905.55
有料貸室	第1集会室、第2集会室、第3集会室、第4集会室、第5集会室、第1和室、第2和室、視聴覚室、美術室、料理室、体育室
その他の主な施設	ロビー、図書・情報コーナー、更衣室、シャワー室、湯沸室、駐車場（31台）
開館	昭和50年4月

(2) 東生涯学習センター

所在地	名古屋市東区葵一丁目3番21号
構造	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積（㎡）	1,932.81
建物延面積（㎡）	2,399.47
有料貸室	第1集会室、第2集会室、第3集会室、第4集会室、第1和室、第2和室、視聴覚室、美術室、料理室、体育室
その他の主な施設	ロビー、フクロウの部屋、更衣室、シャワー室、湯沸室、観覧席、駐車場（15台）
開館	昭和56年6月

(3) 北生涯学習センター

所在地	名古屋市北区黒川本通2丁目16番地の3
構造	鉄筋コンクリート4階建、地下1階建
敷地面積（㎡）	1,960.98
建物延面積（㎡）	3,958.63
有料貸室	第1集会室、第2集会室、第3集会室、第4集会室、第5集会室、第6集会室、第1和室、第2和室、視聴覚室、美術室、料理室、体育室
その他の主な施設	ロビー、図書・資料コーナー、フクロウの部屋、喫茶コーナー、更衣室、シャワー室、湯沸室、観覧席、駐車場（16台）
開館	昭和59年6月

(4) 西生涯学習センター

所在地	名古屋市西区浄心一丁目1番45号
構造	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積（㎡）	874.48
建物延面積（㎡）	2,391.38
有料貸室	第1集会室、第2集会室、第3集会室、第1和室、第2和室、視聴覚室、美術室、料理室、体育室
その他の主な施設	ロビー、フクロウの部屋、更衣室、シャワー室、湯沸室、観覧席、駐車場（13台）
開館	昭和60年7月

(5) 中生涯学習センター

所在地	名古屋市中区橘一丁目7番11号
構造	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積 (㎡)	2,061.62
建物延面積 (㎡)	2,372.27
有料貸室	第1集会室、第2集会室、第3集会室、第1和室、第2和室、視聴覚室、美術室、料理室、体育室
その他の主な施設	ロビー、フクロウの部屋、更衣室、シャワー室、湯沸室、観覧席、駐車場(20台)
開館	昭和57年6月

(6) 昭和生涯学習センター

所在地	名古屋市昭和区石仏町1丁目48番地
構造	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積 (㎡)	2,548.76
建物延面積 (㎡)	2,311.46
有料貸室	第1集会室、第2集会室、第3集会室、第1和室、第2和室、視聴覚室、美術室、料理室、体育室
その他の主な施設	ロビー、フクロウの部屋、喫茶室、更衣室、シャワー室、湯沸室、駐車場(24台)
開館	昭和55年6月

(7) 瑞穂生涯学習センター

所在地	名古屋市瑞穂区惣作町2丁目27番地の3
構造	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積 (㎡)	2,942.57
建物延面積 (㎡)	2,397.47
有料貸室	第1集会室、第2集会室、第3集会室、第4集会室、第1和室、第2和室、視聴覚室、美術室、料理室、体育室
その他の主な施設	ロビー、フクロウの部屋、更衣室、シャワー室、湯沸室、観覧席、駐車場(19台)
開館	昭和57年6月

(8) 守山生涯学習センター

所在地	名古屋市守山区守山三丁目2番6号
構造	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積 (㎡)	3,818.87
建物延面積 (㎡)	2,925.37
有料貸室	第1集会室、第2集会室、第3集会室、第4集会室、第5集会室、第6集会室、第7集会室、第1和室、第2和室、第3和室、視聴覚室、美術室、料理室、和洋裁室、体育室
その他の主な施設	ロビー、図書コーナー、更衣室、シャワー室、ステージ、湯沸室、駐車場(28台)、陶芸窯
開館	昭和51年5月

なお、名古屋市（以下「本市」という。）職員の執務場所として、相談室等を利用します。

3 指定管理者業務の内容

(1) 運営業務に関すること

- ア 窓口等案内業務
- イ 貸室業務
- ウ 委員会による主催講座及び事業の運営又は運営補助
- エ 託児事業
- オ 自主学習グループ開設講座
- カ 学習支援者、ボランティアグループ及び各種団体等と協力して行う事業
- キ なごやか市民教室
- ク 講座案内
- ケ 利用者の学習支援の補助
- コ 交流事業の実施
- サ 印刷サービスの実施
- シ 陶芸窯の管理業務（守山生涯学習センターに限る。）
- ス 広報及び配架業務
- セ 地域、各種団体、区役所等との連携、協力
- ソ 防犯業務
- タ 設備の便宜供与
- チ 本市職員の執務室の確保
- ツ フクロウの部屋（ボランティア等活動室）の管理
- テ その他の業務
- ト 各生涯学習センター固有の業務

(2) 使用許可に関すること

- ア 使用の許可
- イ 空室情報の管理

(3) 施設の利用料金に関すること

- ア 利用料金の徴収及び管理
- イ 利用料金の減免
- ウ 利用料金の還付

(4) 広告業務に関すること

(5) 施設管理に関すること

- ア 建築保全業務
- イ 環境維持管理業務
- ウ 警備業務
- エ 駐車場管理業務
- オ 備品及び消耗品の管理業務
- カ ネットワーク環境の整備

(6) 緊急時対応に関すること

- ア 災害対応（指定緊急避難場所又は指定避難所等の運営に係る業務を含む。）
- イ 事故対応

- (7) 利用者満足度調査及び管理運営の自己評価に関すること
- (8) 事業計画書及び事業報告書等の作成、保管及び提出に関すること
 - ア 管理運営資料の作成及び保管
 - イ 実施計画書、事業報告書及び収支計画書等の提出
- (9) その他委員会の定める業務に関すること
 - ア 従事員の資質の維持・向上
 - イ 各種会議への参加
 - ウ 本市又は委員会が実施する事業等への協力
 - エ 選挙関連事務
 - オ 目的外使用許可及び公有財産の一時使用契約に関する事務の補助
 - カ 拾得物及び遺失物の対応
 - キ 情報の保護と管理
 - ク 情報の公開
 - ケ 委員会への報告
 - コ その他本市及び委員会が求める事項

業務の詳細な内容については、別途仕様書に定めるものとする。

4 指定管理者が自主事業として実施することができる業務

自主事業とは、市民の生涯学習の振興を図るとともに、市民の交流と地域発展に資すること、また施設の利用者増を図ることを目的として、「3 指定管理業務の内容等」以外で実施することができる業務のことです。

- (1) 基本の休館日及び基本の開館時間外の施設の供用（「7 (2) 基本の休館日及び基本の開館時間」を参照のこと。）
- (2) 教室等の実施
- (3) 物販事業
- (4) その他指定管理者の提案により実施する事業

5 指定管理期間（予定）

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

ただし、生涯学習センターは、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間

6 応募資格等

- (1) 応募資格
 - 法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、次の要件を満たす団体であること（複数の団体により構成されるグループの場合は、構成団体となるすべての団体が要

件を満たすことが必要。）。

ア 破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 募集の公表を開始した日から候補者選定（選定結果の通知の日を指す。以下同じ。）までの間に名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付け15財用第5号）に基づく指名停止の期間がない者であること。

カ 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから2年を経過しない者でないこと。

ク 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから1年を経過しない者でないこと。

ケ 健康保険・厚生年金保険及び雇用保険に加入させていること（各保険について加入する義務がない者を除く）。

※ ア～ケの資格要件は、申請書類の提出期限の日現在をもって確認を行います。なお、確認時に各資格要件を満たしていた場合でも、候補者選定までの間に満たさなくなったことが判明した場合、その申請団体は失格となります。

コ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等でないこと。

※ なお、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として指定の取消をします。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(6) 排除措置 4 (1) の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等

- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

3 情報交換

- (1) 市長等は、契約等の相手方となる又はなり得る法人等が、排除措置対象法人等に該当するかどうかについて、警察本部長に対し、照会書（様式第1号）により照会することができるものとする。
- (2) 警察本部長は、前号の照会を受けたときは、市長等に対し、速やかに回答書（様式第2号）により回答するものとする。
- (3) 警察本部長は、(1)の市長等からの照会によるほか、排除措置対象法人等に該当すると認めたときは、市長等に対し、速やかに通報書（様式第3号）により通報するものとする。

4 排除措置の要請、決定及び措置結果の通知

- (1) 警察本部長は、排除措置対象法人等に該当すると認める3(2)による回答又は3(3)の通報をするときは、当該回答又は通報に併せて、市長等に対し、契約等からの排除要請を行うものとする。
- (2) 市長等は、前号の排除要請に係る法人等については、排除措置を決定し、その措置結果を、警察本部長に対し、通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(2) 応募者の形態

応募者の形態は株式会社（単独企業、特別目的会社（以下「SPC」という。）等）、NPO法人、その他法人又は任意団体（複数の株式会社やNPO法人等により構成されている共同事業体を含む。）等であること。

また、SPC設立予定として応募される場合、選定結果の公表までに設立することの実現性を証明する資料を応募時に必ず提出してください。

共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記することとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。選定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同体の構成員すべてが負うこととなります。

(3) グループによる応募の注意点

グループによる応募の場合、その構成団体すべてが前2号の応募資格及び応募者の形態を満たしている必要があります。

構成団体は、他のグループの構成団体として、あるいは単独企業として同一施設に応募することはできません。

グループの代表企業及び構成団体の変更は原則認めません。

7 管理の基準

(1) 条例等関係法令の遵守

施設の管理運営に際しては、地方自治法、同施行令、条例及び名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）、労働基準法を始めとする労働関係法規、消防法等施設管理関係法規、障害者の雇用の促進等に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律並びに関係法令に精通し、これを遵守してください。また、条例第1条に定める本施設の設置目的を深く理解し、それを達成するよう努めてください。

(2) 基本の休館日及び基本の開館時間

規則に基づき、休館日及び開館時間は下表を基本とします。

利用者ニーズをふまえ、指定管理者が休館日に開館をし、又は基本の開館時間以外の時間を使用させる場合は、指定管理者からの申出を受けて、協議の上決定します。

また、天災その他やむを得ない事情により、委員会が特に必要があると認めたときはこれを変更し、又は臨時の休館日若しくは臨時の開館日を定めることがあります。

なお、上記以外にも大規模修繕工事等により、長期間施設を休館する場合があります。

ア 基本の休館日

名 称	休 館 日
千種生涯学習センター 東生涯学習センター 西生涯学習センター 昭和生涯学習センター	1 毎月第2水曜日及び毎月第4月曜日 2 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
北生涯学習センター 中生涯学習センター 瑞穂生涯学習センター 守山生涯学習センター	1 毎月第2火曜日及び毎月第4月曜日 2 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

イ 基本の開館時間

名 称	開館時間
千種生涯学習センター 東生涯学習センター 北生涯学習センター 西生涯学習センター 中生涯学習センター 昭和生涯学習センター 瑞穂生涯学習センター 守山生涯学習センター	午前9時から午後9時まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は午前9時から午後5時まで）

(3) 情報の保護及び管理

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第11条により、保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。

(4) 個人情報の保護及び管理

指定管理者が施設の管理運営を行う場合には、「個人情報保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

(5) 情報の公開

指定管理者は、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）第 37 条の 2 に基づき、当該施設の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じなければなりません。

(6) 管理用カメラの管理

管理用カメラが設置された施設を管理する場合、又は指定管理者が新たに管理用カメラを設置する場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針」の廃止について」（令和 5 年 3 月 28 日付 4 ス市第 161 号）に従い、管理・運用を行ってください。

(7) 本市の教育振興基本計画に沿った管理運営

指定管理者には、本市の定めた教育振興基本計画等に沿った管理運営を行い、利用促進に努めてください。

(8) 利用者の安全を考慮した管理運営

利用者の安全に配慮した日常管理及び施設の保守点検を行うこととし、併せて緊急時にかかる対応計画について、事業計画書の中で示してください。

(9) 備品の取扱いについて

備品の定義は名古屋市会計規則（昭和 39 年名古屋市規則第 5 号。以下「会計規則」という。）第 132 条によります。

本施設で使用する備品については次のとおり取り扱ってください。

ア 本施設に配置されている本市所有の備品については、無償で指定管理者に貸し付けられ、使用できます（ただし、パソコン等個人情報が含まれている事務用機器及びコピー機については貸し付けませんこととします。）。また同備品は、別に定められた廃棄の手続きを経て廃棄されたものを除き、指定管理期間満了時に返還してください。

イ 施設の管理運営上必要な 1 単位（単価）200 千円未満の備品は、指定管理料で購入してください。ただし、印刷機、講師用ノートパソコン、AED を購入する場合は、1 単位（単価）200 千円の備品も、指定管理料で購入することができます。

ウ 指定管理者が指定管理期間中に指定管理料で購入した備品は、すべて本市の所有に帰属します。

(10) 第三者への業務委託

ア 指定管理に係る業務の一部を第三者へ委託する場合、予め委員会の承諾を得、かつ、第三者への適切な監督指導を行っていただきます。ただし、指定管理業務の全部又は主要な部分の委託はできません。

イ 指定管理者から業務を受託した第三者が、さらに業務の一部を自己以外の第三者に委託し、又は請け負わせることはできますが、上記アと同様に、必ず予め委員会の承諾を得、適切な監督指導を行ってください。

ウ 委託先の団体の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、すべて指定管理者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし、指定管理者の責任において負担して

いただきます。

(11) 障害者差別解消に係る配慮

指定管理者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害のある方に対する適切な対応を行うものとします。

(12) 暴力団の施設利用における措置

「名古屋市の公の施設の利用からの暴力団の排除に関する合意書」（平成 24 年 3 月 30 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づき、公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務手続きについては、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）に基づく「名古屋市暴力団排除条例に係る事務処理マニュアル（指定管理者用）」によるものとします。暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会し、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、利用の不許可処分を行います。

8 管理運営業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに配置の基準

管理運営業務に従事する者の基準は以下のとおりとします。

なお、資格要件については、列挙した資格と同等以上の資格でも可とします。

(1) 施設の管理運営

ア 総括管理責任者（専任）

本施設の代表者である総括管理責任者として、下記の条件を満たす者を、必ず 1 名配置してください。

- ① 生涯学習施策にかかる見識を有すること。
- ② 施設管理運営の実務経験を有すること。
- ③ 正社員又は構成員であること（任期付社員等を含む。）。
- ④ 消防法に基づく甲種防火対象物の防火管理者の資格を有していること。

イ 副総括管理責任者（他施設等兼任可）

総括管理責任者を補佐する者として、総括管理責任者の①及び③の要件を満たす者、または②及び③を満たす者を副総括管理責任者として 1 名以上配置してください。

ウ 業務に携わる従事員

施設の各種業務に支障のないように従事員を配置してください。

エ その他

指定管理者の執行体制に係る職務の責任の範囲を文書で明らかにするとともに、総括管理責任者、副総括管理責任者及びその他の従事員の名簿を提出してください。

(2) 電気・機械等設備の運転・管理・保守

ア 電気・機械等の設備の運転・管理・保守は、必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する技術者が実施してください。

イ 自家用電気工作物の保安全管理業務について関係法令に従い、適切に実施してください。

9 管理運営業務に必要な人数の基準

従事員の勤務体制は管理運営に支障がないよう定め、開館時間における従事員の最低人数は3名以上とし、うち必ず1名は総括管理責任者又は副総括管理責任者を配置すること。

なお、日曜日、法に規定する休日及び条例に規定する夜間の使用区分等については、利用予定状況に応じ、利用者へのサービス及び安全対策が十分に行われると客観的に判断できる場合に限り、委員会との事前の協議により、従事員の最低人数を2名とすることができるものとします。ただし、この場合においても必ず総括管理責任者又は副総括管理責任者を1名以上配置してください。

業務	ポスト名	ポスト数
管理運営の総括	総括管理責任者又は副総括管理責任者	1
各種の管理運営	従事員	業務遂行に必要な数

10 事業収支に関する事項

参考資料として、収入と支出の項目及び過去の収支実績（指定管理料、収入額及び管理運営経費）の一覧があります。

(1) 指定管理料

ア 指定管理料の支払い

指定管理料は、委員会と指定管理者で協議し、施設の管理運営に要する経費（以下「管理運営経費」という。）の見込額から施設運営収入の見込額及び自主事業収入の見込額の一部を差し引いた額を、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に予算の範囲内で月ごとの分割により支払います。（原則毎月15日又は末日）。

指定管理料 = 管理運営経費(4) - 施設運営収入(2) - 自主事業収入の一部(3)
--

※ 括弧内の数字は、下記の見出し符号に対応

イ 指定管理料の額

指定管理料は、予算の範囲内で本市及び委員会と指定管理者の協議により、毎年度締結する「年度協定書」（「18 協定の締結について」を参照のこと。）において定めるものとします。指定管理料の額は、指定管理者から申請の際に提案された額を上限とし、原則として増額は認めません。

また、指定管理料は、原則として精算しません。ただし、修繕費については、実績に基づいて精算します。

ウ 賃金水準の変動への対応

指定管理に係る各年度の人件費（自主事業に係る経費を除く。以下、同。）について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の人件費をスライドできる制度を導入しています。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映がなされます（変動分がマイナスの場合も指定管理料に反映されます。）。また、その際、当初年度の人件費（自主事業に係る経費を除く）の1.0%分までの金額は、指定管理者等の負担となります（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」という。）。

申請団体については、「対象人件費等計算書」に必要事項を記入のうえ指定管理者指定申請書提出時に提出してください。

また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく増額を希望する場合は、別途申請書が必要となりますのでご注意ください。

賃金スライド制度の詳細については、本市公式ウェブサイトの「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」をご参照ください。

(2) 施設運営収入

ア 利用料金収入（基本の開館時間内の施設の供用）

基本の開館時間における施設及び附属設備の利用料金は、指定管理者の収入になります。

① 利用料金の設定

- a 施設及び附属設備の利用料金は、条例及び規則に定める利用料金の基準額に 0.7 から 1.3 を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が委員会の承認を得て定めることとなります。

なお、利用料金の増額等にあたっては、使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関する条例（平成22年名古屋市条例第39条）の趣旨により、周知期間を置く必要があるため、変更時期について、本市と協議する必要があります。

- b 令和 7 年 3 月 31 日までに令和 7 年 4 月 1 日以降の施設利用の許可を受けている者に対する利用料金は、指定管理者が委員会の承認を得て定めた額が適用されます。
- c 令和 12 年 3 月 31 日までに令和 12 年 4 月 1 日以降の施設利用の許可を受けている者に対する利用料金は、次期指定管理者が委員会の承認を得て定めた額が適用されます。指定管理者には、利用料金の額が確定した後、利用者に対し周知を行っていただきます。

ただし、生涯学習センターは、令和11年 4 月 1 日以降の施設利用の許可を受けている者に対する利用料金が対象となります。

- d 駐車場の 1 回及び回数券の利用料金は、条例に定める額に設定されています。
- e 受益者負担の適正化を図るための使用料改定等により利用料金の基準額が変更になった場合は、収支計画について改めて協議します。

② 駐車場回数券

- a スポーツセンターや生涯学習センター等の本市施設で共通して使用することができます。
- b 回数券を施設外に持ち出して販売することを禁止します。
また、指定管理者が独自に様式を作成し、販売することはできません。
- c 駐車場回数券による利用料金の精算は行いません。

イ 受講料収入

指定管理者は委員会による主催講座及び事業の運営又は運営補助を行い、その中で受講料の徴収業務を行うものとし、そこで得た受講料収入については、指定管理者の収入となります。

ウ 複写料収入（印刷サービス）

指定管理者は委員会の定める要綱等に基づき、印刷サービスを実施するものとし、そこで得た複写料収入については、指定管理者の収入となります。

エ 燃料費収入（陶芸窯）（守山生涯学習センターのみ）

指定管理者は陶芸窯運営要綱に基づき、陶芸窯にかかる燃料費を徴収するものとし、徴収した燃料費については、指定管理者の収入となります。

オ 広告料収入

指定管理者は、施設等を活用し広告業務を実施するものとし、そこで得た広告料収入については、指定管理者の収入となります。ただし、広告掲載については、委員会が設置する審査会への付議が必要なため、事前に委員会と協議の上、実施してください。

(3) 自主事業収入

上記「4 指定管理者が自主事業として実施することができる業務」を実施することにより得

られる収入のことです。

※ 自主事業に利益が見込まれる場合は、利益の一部を管理運営経費に充当し、指定管理料を縮減してください。

なお、充当額は指定管理者の提案によることとし、自主事業の未実施又はその収支の結果に関わらず指定管理料の追加の支払いは行いません。

ア 利用料金収入（基本の休館日及び基本の開館時間外の施設の供用）

イ 教室等事業収入

ウ 物販事業収入

エ その他指定管理者の提案により実施する事業収入

(4) 管理運営経費

上記「3 指定管理者が行う業務の内容」に要する経費のことです。主な経費は以下のとおりです。

人件費、外部委託費、一般管理費（消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、通信料、手数料・保険料、使用料、旅費交通費等）、光熱水費、賃借料、修繕費、備品費、租税公課（指定管理料にかかる消費税等）、振込手数料 等

※ 本社・事業所の経費については、それぞれの項目に計上すること。

(5) 自主事業に係る費用

上記「4 指定管理者が自主事業として実施することができる業務」に要する経費のことです。教室等を実施するため施設を使用する際に支払う利用料金、物販事業を行う際や自動販売機等を設置する際に本市に支払う貸付料、目的外使用料及びその他の実施にかかる経費が含まれます。

(6) 本市への利用料金等の納付

上記(2)に規定する施設運営収入その他指定管理料の算定根拠となる収入が、事業計画書において見込んだ金額を上回る場合は、その一部を本市へ納付していただく場合があります。

(7) 指定期間開始時及び満了時の収入の取扱い

ア 令和7年4月1日以降の使用分で、令和7年3月31日までに現指定管理者に納入された施設使用に係る利用料金については、現指定管理者から指定管理者に前受金として支払います。

イ 令和12年4月1日以降の使用分で、令和12年3月31日までに指定管理者に納入された施設使用に係る利用料金については、指定期間満了後、収入証拠書類を添えて、次期指定管理者に支払ってください。ただし、生涯学習センターは、令和11年4月1日以降の使用分で、令和11年3月31日までに指定管理者に納入された施設使用に係る利用料金が対象となります。

(8) 指定管理料の変更、返還

指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、協議の上、これを変更できるものとします。

また、事業の縮小、業務の不履行、指定取り消し等があった場合は、指定管理料の全部又は一部を返還していただきます。本市の予算において照明器具をLED化した場合などは、削減された電気料相当の指定管理料を減額します。

(9) 管理口座

管理運営業務に係る指定管理者の経費及び収入は、原則として、団体本体の口座とは別の口座で管理してください。

(10) 修繕費等について

ア 次に掲げる事項については、委員会が直接執行することとし、これ以外の費用を指定管理料の中から負担していただきます。ただし「7 管理の基準(9)備品の取扱いについて イ」に該当する場合は、この限りではありません。

- ① 原形を変ずる修繕及び模様替
- ② 1件 2,500千円を超える修繕
- ③ 1単位(単価) 200千円以上の備品購入
- ④ その他協議により定める事項

イ 指定管理者の自主事業にかかる費用については、全て指定管理者が負担することになります。

1件2,500千円を上限として指定管理者が行う修繕の費用については、少なくとも各年度、各館、最低基準額2,000千円を修繕費として指定管理料に含めて提案することとし、この額を下回することはできません。また、必要に応じて、増額して提案してください。

各年度が終了した時点で執行額が提案額に満たなかった場合には、指定管理者は提案額から執行額を引いた差額を本市へ返納することとします。提案額を超えて修繕費が発生した場合、本市から追加の支払は行いません。

ウ 修繕費で支出できるものは、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第15条第2項にかかる別記「歳出予算に係る節の区分」で定められた「14 工事請負費」で支出するものに相当するものとします。

(12) 講師・助手・学習支援者への謝金について

委員会主催の講座・事業等に係る講師・助手・学習支援者(託児者を含む。)への謝金については、事業年度ごとに謝金予定額を指定管理料として加算して契約することになりますので、提案額には含めないでください。実際の講師・助手・学習支援者への謝金の支払いについては、指定管理料として加算した額を上限として支出していただきます。

なお、謝金予定額と実際に支出した謝金額との間に余剰金が生じた場合には、その余剰金を本市へ返納していただきます(謝金単価は、「社会教育施設における学級・講座講師等の謝金統一単価」によります。)。

11 管理運営業務に関し、指定管理者が責任を分担する範囲等

(1) 責任分担について本市及び委員会と指定管理者により協議を行う事項

指定管理者が善良なる管理者としての注意をもって管理していたにもかかわらず発生した不可抗力等により、損害・損失や運営費の増加が生じた場合は、その分担のあり方について協議します。

また、予想しえない事由で施設運営の中止等を行ったことで、管理運営業務が必要でないと本市及び委員会が判断した場合においては、指定管理料の一部又は全部を返還していただく場合があります。

責任の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方は下記のとおりです。

項 目	内 容	責任分担	
		本市	指定管理者
法令等の変更	直接管理運営に関係するもの	○	
	上記以外の場合		○
事業の中止・延期	本市又は委員会の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの	○	
	上記以外の場合		○

許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得遅延・失効など (本市が取得するもの)	○	
	上記以外の場合		○
性能	協定書に定めた要求水準不適合		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
需要の変動	当初の需要見込みと異なる場合		○
施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		○
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備の 損傷	本市又は委員会の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	本市、委員会及び指定管理者の責めに帰することのできない事由によるもので、かつ、1件あたり2,500千円を超える大規模修繕が必要となる場合(利用促進施設に係るものを除く。)	○	
	本市、委員会及び指定管理者の責めに帰することのできない事由によるもので、かつ、1件あたり2,500千円以下の修繕が必要となる場合		○
施設の休館	施設、設備の修繕にかかる工事等により、長期間施設を休館する場合	協議事項	
施設利用者への 損害	本市又は委員会の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
周辺住民への 損害	本市又は委員会の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
不可抗力への 対応	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項	
債務不履行	本市又は委員会に協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		○
事業終了時の 費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		○
業務引継ぎの 費用	業務に引継ぎにかかる費用		○
利用料金の 精算	次期指定管理者への利用料金の精算にかかる費用		○

(2) 損害賠償責任

ア 指定管理者の故意又は過失により、本市又は第三者に損害を与えた場合、原則として指定管理者に損害賠償責任を負っていただきます。

イ アにより発生した損害について、本市が第三者に対し賠償を負った場合は、本市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償できるものとします。

(3) 保険への加入

指定管理者は、上記に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で損害賠償責任保険に加入するなど、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じてください。

(4) その他の費用負担

選定手続きを経て選定された団体が指定の議決を得られなかった場合や、候補者が指定を受けた後、当該団体の事情により、指定期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、本市は補償しないものとします。

12 指定管理者の公募に関するスケジュール

- | | |
|--------------|---|
| (1) 募集要項等の配布 | 令和6年5月9日（木）～7月16日（火） |
| (2) 施設見学会 | 令和6年5月27日（月） 東及び守山生涯学習センター
（参加申込締切 令和6年5月20日（月））
令和6年6月11日（火） 北、瑞穂及び生涯学習センター
（参加申込締切 令和6年6月5日（水））
令和6年6月12日（水） 千種、西及び昭和生涯学習センター
（参加申込締切 令和6年6月5日（水）） |

※応募予定の施設において実施される施設見学会への参加が、応募条件となっておりますので、各参加締切日までに申込みの上、必ず参加してください。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (3) 募集に関する質問受付 | 令和6年5月15日（水）～6月19日（水） |
| (4) 募集に関する質問回答 | 令和6年7月2日（火） 予定 |
| (5) 申請書類の提出日の予約 | 令和6年7月8日（月）～7月9日（火） |
| (6) 申請書類の提出 | 令和6年7月16日（火）～7月17日（水） |
| (7) 第1次審査 | 令和6年8月22日（木） |
| (8) 第1次審査結果の通知 | 令和6年8月26日（月） 予定 |
| (9) 第2次審査（ヒアリング） | 令和6年9月2日（月） |
| (10) 候補者、次点候補者の選定 | 令和6年9月9日（月） |
| (11) 選定結果の通知 | 令和6年10月下旬 予定 |
| (12) 指定管理者の指定 | 令和6年12月 予定 |
| (13) 指定管理者との協定締結 | 令和7年3月 予定 |

13 申請書類の提出

(1) 申請書類

申請書類は、原則A4サイズ縦長、横書きとします。

ア 生涯学習センター指定管理者指定申請書

イ 生涯学習センター指定管理者指定申請に関する誓約書

ウ 法人等の概要

① 定款、寄附行為、規約その他これに類する書類、登記事項証明書及び印鑑証明書

② 財務諸表等、法人税申告書、事業概況書、事業報告書（作成している場合のみ）、監査報告書（作成している場合のみ）、会計監査報告書（作成している場合のみ）及びその他委員会が指示する書類

③ 法人税、本店等所在地の市町村民税、消費税及び地方消費税の納税証明書

④ その他必要な事項に係る書類

エ 社内研修実績

オ 生涯学習センター指定管理者事業計画書

カ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく愛知県警察本部への照会のための書類

キ 賃金スライド制度に関する書類（対象人件費等計算書）

ク その他委員会が定める書類

(2) 提出部数

正本1部、その写し14部及びデータ（DVD-R）。

提出方法は、「指定管理者指定申請書類提出要領」の定めに従ってください。提出した申請書類の差し替えは委員会の指示する場合を除き不可ですのでご注意ください。

(3) 提出先・提出期間

郵送先 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目1番4号 名古屋市教育館6階
名古屋市教育委員会事務局生涯学習課

提出先 〒460-0015 名古屋市中区大井町7番25号
イーブルなごや 3階 第7研修室

提出期間 令和6年7月16日（火）から7月17日（水）まで

受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 申請書類の提出方法は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）とします。郵送の場合の提出期限は、下記(5)に基づき委員会が指定した日必着とします。

(5) 提出日の予約

申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

予約の申込は別紙1「指定管理者指定申請書提出予約申込書」にて、電子メールにより「26問合せ先」まで申し込んでください。提出日時の希望がある場合は記載することができますが、応募状況等によっては、応募者が希望する提出日時になるとは限りません。

また、提出の際に必要な書類の不備が確認された場合も、提出期間中に提出してください。

申請書類の提出日時は、委員会が指定した上で送信された電子メールアドレスあてに通知（返信）します。郵送申請の場合も同様に予約申し込みをしてください。

◆予約受付期間：令和6年7月8日（月）から7月9日（火）まで

14 施設見学会

(1) 日時

日 時		開催施設
5月27日（月）	午前10時から 正午まで	守山生涯学習センター
	午後2時から 午後4時まで	東生涯学習センター
6月11日（火）	午前10時から 正午まで	北生涯学習センター 瑞穂生涯学習センター
	午後2時から 午後4時まで	中生涯学習センター
6月12日（水）	午前10時から	千種生涯学習センター

	正午まで	西生涯学習センター
	午後 2 時から 午後 4 時まで	昭和生涯学習センター

※なお、受付時間は午前開催の場合は、午前 9 時45分から午前10時まで、午後開催の場合は、午後 1 時45分から午後 2 時までです。受付時間を過ぎますと、施設に入館していただくことができません。必ず、時間厳守でお集まりください。

(2) 内容

選定にあたっての注意事項、施設及び設備等の概要説明、施設見学及び施設各所図面の閲覧

(3) 参加申込方法

- ・申込期限までに、別紙 2「生涯学習センター指定管理者施設見学会参加申込書」にて、電子メールにより「26 問合せ先」まで申し込んでください。
- ・参加者は、1 団体あたり、1 施設につき 2 名以内とします。

(4) 申込期限

- ・東及び守山生涯学習センター 令和 6 年 5 月 20 日（月）
- ・その他 令和 6 年 6 月 5 日（水）

(5) 参加の際の注意事項

- ・来場には公共交通機関をご利用ください。
- ・当日は、参加者に募集要項等を提供いたしませんので、名古屋市のウェブサイトよりダウンロードし、印刷したものを持参ください。
- ・写真撮影は可能ですが、個人情報保護等の理由により一部禁止するところもあります。委員会の指示に従ってください。

15 質問の受付と回答

募集に関する質問は、別紙 3「質問票」にて、Logo フォームにより、令和 6 年 6 月 19 日（水）までにご提出ください。ファックス、来庁又は電話による質問は受け付けません。

質問に対する回答は、質問者及び施設見学会参加者全員が閲覧できるウェブサイトに掲載します。

16 指定管理者の選定

(1) 名古屋市指定管理者選定委員会の設置

名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成 28 年 3 月 28 日名古屋市条例第 16 号）第 1 条に基づいて「名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

委員の構成（敬称略）

原 田 信 之	中部大学教職課程センター教授
二 村 友佳子	公認会計士・税理士
馬 路 充 江	弁護士
加 藤 秀 明	特定非営利活動法人生涯学習ネットワーク中部
荒 川 航 一	社会教育委員（一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟 愛知ローバース会議アドバイザー）

なお、申請団体が選定委員会の委員及び本市職員並びに本件関係者に対し、当該選定にかかる接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

(2) 選定方法

指定管理者の選定は、２段階の公募型プロポーザル方式とし、募集要項及び仕様書が求める水準を満たしており、財務分析した評価が著しく低くなく、候補者となることのできる最低ライン（最低基準点）以上の得点を得た団体の中から選定します。

最初に第１次審査として、申請書類を提出していただき、それをもとに選定委員会で評価・審査を行い、第１次審査の通過者の選定を行います。ただし、応募者から提出された財務書類を審査し、指定管理期間を安定的に運営することが不可能であると考えられる場合は、不通過とします。

次に第２次審査として、第１次審査の通過者に、申請書類の説明をしていただきます。その結果を踏まえて審査を行い、選定委員会は候補者及び次点候補者の選定を行います。

選定に際しては、(4)に記載する審査項目について各委員の付けた点数の平均（小数点以下第２位で四捨五入）が最も高い応募者を候補者とします。最も高い得点の応募者が複数の場合、各委員が一番高い得点を入れた数の多い応募者を候補者とします。それでもなお複数の応募者が残る場合は、選定委員会で協議のうえ、会長の裁定により候補者を決定します。

(3) 選定基準

選定委員会における審査は、個々の施設ごとに設置目的や特性を踏まえて行い、条例に定める下記の選定基準に基づき、市民サービスの向上や経費の削減などの観点から審査項目を設定し、総合的に行います。

- ア 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- イ 市民の平等利用が確保されていること。
- ウ 事業計画書の内容が、施設の設置目的を最も効果的に達成すること。
- エ 事業計画書の内容が、管理経費の削減が図られるものであること。

(4) 審査項目、質問項目及び配点

上記(3)の選定基準に基づいて設定した審査項目は下記のとおりです。審査項目ごとに選定にかかる評価点を設けています。

また、審査項目に基づき選定を行うために質問項目を設定するとともに、審査書類として様式を定めていますので、各設問において求められている事項を対応する様式に漏らさず記載してください。

事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること

1 安定的な経営姿勢・運営実施体制 [40点]

(1) 施設の管理運営の基本方針（５点）

- ・ 市の施策に基づいた当該施設管理運営の基本方針について記載してください。

(2) 基本方針を実施するための目標及び実施策（５点）

- ・ 基本方針を踏まえた当該施設分野等の実施策について具体的に記載してください。
- ※ 目標値（利用者数、利用率）を記載。

(3) 安定的な経営体力（15点）

- ① 指定管理期間である５年間安定した管理を行うことが十分といえる経営規模、実績、実務能力について記載してください。
- ② 財務諸表等財務書類により審査します。

(4) 類似施設の運営実績（5点）

- ・ 類似施設の管理運営実績について記載してください。

(5) 業務履行体制（団体の体制）（5点）

- ・ 安全かつ効率的な業務履行ができる体制について記載してください。
※ 施設の管理運営を確実にを行うための研修、業務管理体制、補償・賠償にかかる方策を記載。

(6) 職員配置計画（施設における計画）（5点）

- ・ 従事員の人材育成方針及び実施策について記載してください。
- ・ 適切な労働環境を保持するための方策について記載してください。
※ 配置する従事員の基準（ポスト数）、週間ローテーションを記載。

2 コンプライアンス [10点]

(1) 関連法令の遵守体制（10点）

- ・ 個人情報保護、情報公開等の遵守体制や具体的な取り組みや考え方について記載してください。
- ・ 法令遵守にかかる基本方針について記載してください。
- ・ 法令を遵守するための人材育成・研修の方策について記載してください。
※ 規定等の資料を添付

事業計画の内容が管理経費の縮減が図られるものであること

1 管理運営経費 [95点]

(1) 効率的かつ適正な管理運営（10点）

- ・ コスト管理計画において中長期計画や実施・改善計画について記載してください。
- ・ 業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について記載してください。

(2) 事業予算の計画（10点）

- ・ 事業収支計画について説明してください。（「収支計画書」を添付）
- ・ 利用料金収入計画にかかる特色を記載してください。（「生涯学習センター指定管理者利用料金設定計画詳細」を添付）
- ・ 条例・規則等で定められている事項以外で、指定管理者が独自に利用料金の減免・還付事項を設ける場合、そのことについて記載してください。

(2) -②事業予算の計画（75点）

- ・ 指定管理料

市民の平等利用が確保されていること

1 平等利用の確保 [10点]

(1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保（10点）

- ・ 公の施設の性格を理解し、誰もが平等・公平に利用できる基本方針について記載してください。

事業計画の内容が設置目的を最も効果的に達成すること

本要項「1 施設の設置目的及び重点事項」に掲げた観点をふまえて記載してください。

1 施設の効用の最大限発揮 [50点]

(1) 利用者本位のサービス提供（10点）

- ・ 利用者の利便性向上のための新たな取り組みを実践・実行できる体制について記載してください

い。

- ・ 実現可能な広報・利用促進策について記載してください。

(2) 「自主学習グループ」など関係団体との連携協力（10点）

- ・ 「自主学習グループ」など関係団体との連携協力を円滑にできる体制について記載してください。
- ・ 連携協力により、どのようなサービス効果をもたらすことができるかについて記載してください。

(3) 自主事業の計画（30点）

- ・ 自主事業の実施計画及び自主事業を実施することによる利用促進につながる施設稼働の拡大に対する計画について記載してください。

2 地域交流 [15点]

(1) 地域支援・地域連携（15点）

- ・ 区役所等の公的機関や地域住民、各種団体と連携のとれる体制や具体的な連携策について記載してください。

3 施設管理 [10点]

(1) メンテナンス（5点）

- ・ 施設の点検及び修繕計画とその予算について記載してください。

(2) 環境保持・環境配慮（5点）

- ・ 清掃、外構植栽などの管理計画について記載してください。
※ 清掃・外構植栽管理計画、日常点検・法定点検等の履行の計画、ごみ排出量の削減や地球温暖化対策等の計画

4 安全管理 [10点]

(1) 緊急時への備え（10点）

- ・ 安全・安心に利用できるよう、災害・事故発生時や感染症の蔓延時に備えた通常の見組み、緊急・救急時の体制を記載してください。
※ 保安警備の実施体制、市との連絡体制、予防管理体制等、AEDの点検内容・利用研修等、その他事件・事故防止策について記載。
※ 緊急時にかかるマニュアル等の資料を添付

5 モニタリング [5点]

(1) 自己評価（5点）

- ・ 事業の評価を実行するとともに、PDCAマネジメント等の事業改善策について記載してください。

ヒアリング審査（総合評価）

1 下記の観点でのプレゼンテーション及びヒアリング [75点]

(1) 参入意欲（15点）

- ・ 区それぞれの特色や応募施設の特性をしっかりと把握しているか
- ・ 委員からの質問に対する回答が的確であったか
- ・ 熱意や意欲があるか

(2) 創意工夫（15点）

- ・ 広報・利用促進策が具体的であるか
- ・ 自主事業の計画に利用者数及び施設稼働の拡大に対し実現可能な計画を明記しているか
- ・ 利用者の増加が見込め、サービスの向上になっているか

(3) 妥当性（15点）

- ・ 提案内容が施設の設置目的・役割を意識したものになっているか
- ・ 提案内容を実現できる運営体制を有しているか

(4) 連携協力（15点）

- ・ 「自主学习グループ」など関係団体との連携協力を円滑にできる体制を有しているか
- ・ 区役所等の公的機関や地域住民、各種団体と連携のとれる体制や具体的な連携策を有しているか

(5) 専門的見地（15点）

- ・ 委員の専門分野による評価

(5) 選定結果の公表

選定結果については、応募者全員に通知し、本市公式ウェブサイトへの掲載、市政記者クラブへの情報提供などにより、公表します。公表する内容は、①選定委員会の開催日時、②選定委員、③候補者及び次点候補者として選定された団体、④申請団体、⑤選定委員会における審議の議事要旨等（名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報部分を除く）、⑥候補者の提案の概要、⑦各申請団体の総得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳とします。

(6) その他

応募時から選定結果の公表までに「6 応募資格等（1）応募資格」に列挙する各要件を満たさなくなった場合、その候補者を失格とします。

17 指定管理者の指定

(1) 指定手続き

候補者は、本市との優先交渉権を有しますが、交渉の過程において協議が成立しない場合その他候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、本市は、次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とするものとします。

(2) 指定後の対応について

指定管理者の指定後、協定の締結までに指定された団体は事業計画書に基づく実施計画書等を作成していただきます。

なお、指定管理者の指定を受けた団体が、正当な理由をなくして協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に、指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定を取り消すことができるものとします。

18 協定の締結について

指定管理者は、本市及び委員会との協議により、法令遵守等の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、責任分担などに関して、協定を締結します。

なお、協定書は、全指定管理期間をとおして効力を有する「基本協定書」及び年度ごとに締結す

る「年度協定書」を作成します。

19 指定の取り消し等

本市は、次のいずれかに該当する場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

また、指定を取り消された指定管理者は、必要に応じて、指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、当該年度の指定管理料の100分の10に相当する額を違約金として本市に納付しなければなりません。

- (1) 指定管理者が、条例、規則、協定書及び関係法令に違反したとき
- (2) 指定管理者が正当な理由なく事業を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと委員会が判断したとき
- (3) 指定管理者が事業の履行にあたり委員会の指示に従わず、又はその職務の執行を妨げたとき
- (4) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき
- (5) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき
- (6) 当該施設を公の施設として廃止するとき
- (7) その他委員会が、当該指定管理者が管理を継続することが適当でないと認めるとき

20 団体における変更等への対応

指定管理者の団体固有の事由に基づく変更等への対応は以下のとおりとします。変更等の予定がある場合は、すみやかに委員会へ報告すること。

- (1) 団体の名称変更
団体の名称が変更される場合は、その旨を告示します。
- (2) 団体の法人格変更（法人格変更は、法人格取得も含む。以下同じ。）
団体の法人格が変更される場合は、原則として名古屋市議会の議決を経た上で再度指定を行います。
ただし、団体が公益法人化する場合や存続団体として他団体と統合する場合で、指定の根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、構成する人員、事業計画等）及び施設の管理運営体制に変更がなく、法人としての同一性を持って存続する場合はこの限りではありません。

21 申請にあたっての留意事項

- (1) 応募団体は、募集要項及び仕様書の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出してください。
- (2) 1団体につき提案（申請）は一つとし、同一施設に複数の提案はできません。また、単独で申請した団体が、他のグループの構成団体となることや、1団体が複数のグループにおいて同

時に構成団体となることはできません。

- (3) 申請書類の内容を提出期限後に変更することは、委員会の指示する場合を除き、できません。
- (4) 申請書類に虚偽の記載があった場合又は応募に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。
- (5) 申請書類を作成する際は、選定の資料となることを認識したうえで、各設問において求められている事項を対応する様式に漏らさず記載するように注意してください。
- (6) 申請書類を提出する際に必要な書類の不備が確認された場合は受け付けることができませんので、提出の際は応募団体の責任において必要な書類が揃っているか十分確認をしてください。
- (7) 申請書類を提出した後に辞退する場合は、文書により直ちに届け出てください。
- (8) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とします。
- (9) 申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
また、委員会が必要と認める場合は、資料を追加して提出していただきます。追加して提出された資料の取扱いも、他に提出されている資料の取り扱いと同様とします。
- (10) 申請書類は、名古屋市情報公開条例に基づく行政文書公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとします。行政文書公開請求があった場合は、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。なお、行政文書公開請求に対する公開・非公開の決定にあたっては、「指定管理者選定に係る申請書類等の情報公開について」（平成31年2月22日付30市経市第155号）に基づき、名古屋市情報公開条例のほか名古屋市情報公開審査会において示された答申例を参考に判断します。
また、名古屋市議会で指定管理者の指定を審議するため、応募内容の概要を資料として提出する場合があります。
- (11) 委員会が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (12) 事業所税が課税されることがあります。

22 委員会による評価の実施、公表

委員会は、設置者としての説明責任を果たすとともにサービス水準の維持・向上を図るため、毎年度、指定管理者による施設の管理運営状況を点検・評価し、施設の現状とあわせて、評価項目ごとの結果を公表するとともに、次期選定に活用することとします。

23 本市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、市監査委員（地方自治法第199条第7項）、包括外部監査人（地方自治法第252条の37第4項）又は個別外部監査人（地方自治法第252条の42第1項）による監査の実施が決定された場合には、当該監査

に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置をとってください。

24 原状回復義務

指定管理者が施設・設備の原形を変更した場合は、指定期間終了時又は、指定取り消し時に、指定管理者の費用負担により原状に回復して引き継いでください。ただし、原状に回復することにより管理運営上不都合が生じる場合、原状に回復する必要がないと本市が判断した場合、又は、次期指定管理者との協議により原状に回復する必要がないと合意され、本市がこれを承認した場合は、これによらないこともできるものとします。

25 業務の引継ぎ

(1) 現指定管理者からの業務の引継ぎ

- ア 指定期間開始前に、現指定管理者から、必要な事項の引継ぎを受けるとともに、施設運営にかかる関係者へ指定管理者となる旨の報告を行ってください。
- イ 本施設の従事員に、委員会の指定する研修を受講してください。
- ウ 指定期間開始時に、施設の従事員全てが各種業務を支障なく行うことができるよう、教育及び研修を確実に行ってください。
- エ 施設は、原則として現状を引き継いでください。
- オ 引継ぎ時には、委員会の指示する事項についての引継書を作成し、現指定管理者と、互に取り交わしていただきます。なお、現指定管理者との引継ぎについては、引継完了後、速やかに引継ぎの結果を本市に報告してください。
- カ 上記の引継ぎに要する経費を負担してください。

(2) 次期指定管理者への業務の引継ぎ

- ア 次期指定管理者の指定期間開始前に次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、本市が必要と認める引継ぎ業務を実施してください。
- イ 調達した消耗品の引継ぎに関して、次期指定管理者と調整してください。ただし、附属設備に属するもの及び各種様式等、業務に必要なものは次期指定管理者に引き継いでください。
- ウ 引継ぎ時には、委員会の指示する事項についての引継書を作成し、次期指定管理者と引継書を取り交わしたうえ、委員会に報告してください。
- エ 委員会において次期指定管理者募集を行う際には、施設内において説明会や見学会を行い、又は応募団体からの質問事項について指定管理者に確認するなどの事務を行うため、委員会の求めに応じて現地説明、資料の提供等、必要な協力をしてください。
- オ 上記の引継ぎに要する経費を負担してください。

26 問合せ先

〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目1番4号 名古屋市教育館6階

名古屋市教育委員会事務局生涯学習課

電話番号 052-950-5031

ファックス番号 052-950-5041

電子メールアドレス a3211571@kyoiku.city.nagoya.lg.jp